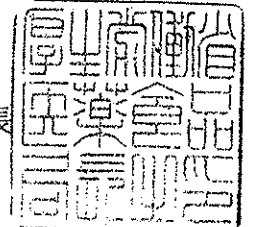




薬食発1215第2号
平成22年12月15日

各 都道府県知事
保健所設置市市長 殿
特別区区长

厚生労働省医薬食品局長



毒物及び劇物指定令の一部改正等について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成22年政令第242号）（官報第5458号（平成22年12月15日））及び毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令第125号）（官報第5458号（平成22年12月15日））が公布されたので、下記事項に留意の上、関係各方面に対する周知徹底方御配慮願いたい。

なお、同旨の通知を社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、社団法人日本薬剤師会会長及び社団法人日本化学工業品輸入協会会長宛に発出することとしていることを申し添える。

記

第1 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令について



1 次に掲げる物を劇物に指定したこと。

- (1) 3-アミノメチル-3, 5, 5-トリメチルシクロヘキシルアミン（別名イソホロンジアミン）及びこれを含有する製剤
- (2) オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤
- (3) 1, 3-ジクロロプロペン及びこれを含有する製剤

2 次に掲げる物を劇物から除外したこと。

- (1) 4-[6-(アクリロイルオキシ)ヘキシルオキシ]-4'-シアノビフェニル及びこれを含有する製剤
- (2) アセトニトリル40%以下を含有する製剤
- (3) N-[(RS)-シアノ(チオフェン-2-イル)メチル]-4-エチル-2-(エチルアミノ)-1, 3-チアゾール-5-カルボキサミド（別名エタボキサム）及びこれを含有する製剤
- (4) 4-シアノ-3-フルオロフェニル-4-[(3E)-ペンタ-3-エン-1-イル]ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (5) 2-シアノ-N-メチル-2-[3-(2, 4, 6-トリオキソテトラヒドロピリミジン-5(2H)-イリデン)-2, 3-ジヒドロ-1H-イソイ

ンドールー1ーイリデン] アセトアミド (別名ピグメントイエロー185) 及びこれを含有する製剤

- (6) 4ー [トランスー4ー [2ー (トランスー4ーブチルシクロヘキシル) エチル] シクロヘキシル] ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (7) 4ー [トランスー4ー [2ー (トランスー4ープロピルシクロヘキシル) エチル] シクロヘキシル] ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

3 施行期日

平成22年12月31日から施行することとしたこと。ただし、第1の2の劇物からの除外に係る改正規定については、公布の日から施行することとしたこと。

4 経過措置等

新たに劇物に指定された第1の1に掲げるものについては、既に製造、輸入及び販売されている実情に鑑み、平成22年12月31日(施行日)現在、その製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、平成23年3月31日までは、法第3条(禁止規定)、第7条(毒物劇物取扱責任者)及び第9条(登録の変更)の規定は適用されず、また、現に存する物については、平成23年3月31日までは、法第12条(毒物又は劇物の表示)第1項(法第22条第5項において準用する場合を含む。)及び第2項の規定は適用されないこととしたこと。

これらの者に対しては速やかに登録を受け、毒物劇物取扱責任者を設置するとともに、適正な表示を行うよう指導すること。また、現に存する物に関しても、法第12条第3項、第14条、第15条、第15条の2、第16条等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行日から適用されるものであるので、関係業者を適正に指導すること。

第2 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令について

- 1 次に掲げる物を農業用品日販売業者が取り扱うことができる劇物に指定したこと。

1, 3ージクロロプロペン及びこれを含有する製剤

- 2 次に掲げる物を農業用品日販売業者が取り扱うことができる劇物の指定を解除したこと。

Nー [(RS)ーシアノ(チオフエンー2ーイル)メチル]ー4ーエチルー2ー(エチルアミノ)ー1, 3ーチアゾールー5ーカルボキサミド(別名エタボキサム)及びこれを含有する製剤

3 施行期日

平成22年12月31日から施行することとしたこと。ただし、第2の2の劇物からの除外に係る改正規定については、公布の日から施行することとしたこと。

第3 その他

今般の改正部分の新旧対照表については別添1及び別添2に示すとおりであること。

また、今般、毒物又は劇物に指定された物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については、別添3のとおりであること。

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 (傍線の部分は改正部分)

改 正 案

現 行

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一〜四の三 (略)

四の四 L—ニ—アミノ—四— (ヒドロキシ) (メチル) ホスフィン
 ノイル) ブチリル—L—アラニル—L—アラニン、その塩類及びこれら
 のいずれかを含有する製剤。ただし、L—ニ—アミノ—四—
 (ヒドロキシ) (メチル) ホスフィンノイル) ブチリル—L—アラニ
 ル—L—アラニンとして一九%以下を含有するものを除く。

四の五 三—アミノメチル—三・五・五—トリメチルシクロヘキシル

アミン(別名イソホロンジアミン)及びこれを含有する製剤

四の六 三—(アミノメチル) ベンジルアミン及びこれを含有する製
 剤。ただし、三—(アミノメチル) ベンジルアミン八%以下を含有
 するものを除く。

五〜十八 (略)

十八の二 (一R・二S・三R・四S) —七—オキサビシクロ「二・
 二・一」ヘプタン—二・三—ジカルボン酸(別名エンドタル)、
 その塩類及びこれらがいずれかを含有する製剤。ただし、(一R・
 二S・三R・四S) —七—オキサビシクロ「二・二・一」ヘプタン

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一〜四の三 (略)

四の四 L—ニ—アミノ—四— (ヒドロキシ) (メチル) ホスフィン
 ノイル) ブチリル—L—アラニル—L—アラニン、その塩類及びこ
 れらがいずれかを含有する製剤。ただし、L—ニ—アミノ—四—
 (ヒドロキシ) (メチル) ホスフィンノイル) ブチリル—L—アラニ
 ル—L—アラニンとして一九%以下を含有するものを除く。

四の五 三—(アミノメチル) ベンジルアミン及びこれを含有する製

剤。ただし、三—(アミノメチル) ベンジルアミン八%以下を含有
 するものを除く。

五〜十八 (略)

十八の二 (一R・二S・三R・四S) —七—オキサビシクロ「二・
 二・一」ヘプタン—二・三—ジカルボン酸(別名エンドタル)、
 その塩類及びこれらがいずれかを含有する製剤。ただし、(一R・
 二S・三R・四S) —七—オキサビシクロ「二・二・一」ヘプタン

一・二・三—ジカルボン酸として一・五%以下を含有するものを除く。

十八の三 オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤

十八の四 一・二・四・五・六・七・八・八一オクタクロロ—二・三・三a・四・七・七a—ヘキサヒドロ—四・七—メタノ—一H—インデン、一・二・三・四・五・六・七・八・八一ノナクロロ—二・三・三a・四・七・七a—ヘキサヒドロ—四・七—メタノ—一H—インデン、四・五・六・七・八・八一ヘキサクロロ—三a・四・七・七a—テトラヒドロ—四・七—メタノインデン、一・四・五・六・七・八・八一ヘプタクロロ—三a・四・七・七a—テトラヒドロ—四・七—メタノ—一H—インデン及びこれらの類縁化合物の混合物(別名クロルデン)並びにこれを含有する製剤。ただし、一・二・四・五・六・七・八・八一オクタクロロ—二・三・三a・四・七・七a—ヘキサヒドロ—四・七—メタノ—一H—インデン、一・二・三・四・五・六・七・八・八一ノナクロロ—二・三・三a・四・七・七a—ヘキサヒドロ—四・七—メタノ—一H—インデン、四・五・六・七・八・八一ヘキサクロロ—三a・四・七・七a—テトラヒドロ—四・七—メタノインデン、一・四・五・六・七・八・八一ヘプタクロロ—三a・四・七・七a—テトラヒドロ—四・七—メタノ—一H—インデン及びこれらの類縁化合物の混合物六%以下を含有するものを除く。

十九—三十一の二 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

一・二・三—ジカルボン酸として一・五%以下を含有するものを除く。

十八の三 一・二・四・五・六・七・八・八一オクタクロロ—二・三

十八の四 一・二・四・五・六・七・八・八一オクタクロロ—二・三・三a・四・七・七a—ヘキサヒドロ—四・七—メタノ—一H—インデン、一・二・三・四・五・六・七・八・八一ノナクロロ—二・三・三a・四・七・七a—ヘキサヒドロ—四・七—メタノ—一H—インデン、四・五・六・七・八・八一ヘキサクロロ—三a・四・七・七a—テトラヒドロ—四・七—メタノインデン、一・四・五・六・七・八・八一ヘプタクロロ—三a・四・七・七a—テトラヒドロ—四・七—メタノ—一H—インデン及びこれらの類縁化合物の混合物(別名クロルデン)並びにこれを含有する製剤。ただし、一・二・四・五・六・七・八・八一オクタクロロ—二・三・三a・四・七・七a—ヘキサヒドロ—四・七—メタノ—一H—インデン、一・二・三・四・五・六・七・八・八一ノナクロロ—二・三・三a・四・七・七a—ヘキサヒドロ—四・七—メタノ—一H—インデン、四・五・六・七・八・八一ヘキサクロロ—三a・四・七・七a—テトラヒドロ—四・七—メタノインデン、一・四・五・六・七・八・八一ヘプタクロロ—三a・四・七・七a—テトラヒドロ—四・七—メタノ—一H—インデン及びこれらの類縁化合物の混合物六%以下を含有するものを除く。

十九—三十一の二 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 四―〔六―(アクリロイルオキシ)ヘキシルオキシ〕―四―シアノピフェニル及びこれを含有する製剤
- (2) 〔二―アセトキシ―(四―ジエチルアミノ)ベンジリデン〕マロニトリル及びこれを含有する製剤
- (3) アセトニトリル四〇%以下を含有する製剤
- (4) 五―アミノ―(二・六―ジクロロ―四―トリフルオロメチルフエニル)―四―エチルスルフィニル―H―ピラゾール―三―カルボニトリル(別名エチプロール)及びこれを含有する製剤
- (5) 〔(39) (略)〕
- (40) N―(―シアノ―・ニージメチルプロピル)―二―(二・四―ジクロロフェノキシ)プロピオンアミド及びこれを含有する製剤
- (41) N―〔(RS)―シアノ(チオフェン―ニール)メチル〕―四―エチル―二―(エチルアミノ)―一・三―チアゾール―五―カルボキサミド(別名エタボキサム)及びこれを含有する製剤
- (42) 四―シアノ―四―ピフェニル||トランス―四―エチル―シクロヘキサノカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- (43) 〔(71) (略)〕
- (72) 四―シアノ―三―フルオロフェニル||四―ヘプチルベンゾアト及びこれを含有する製剤
- (73) 四―シアノ―三―フルオロフェニル||四―〔(三E)―ペンタ―三―エン―一―イル〕ベンゾアト及びこれを含有する製剤
- (74) 四―シアノ―三―フルオロフェニル||四―(ペンチルオキシメチル)ベンゾアト及びこれを含有する製剤

- (1) 〔二―アテトキシ―(四―ジエチルアミノ)ベンジリデン〕マロニトリル及びこれを含有する製剤
- (2) 五―アミノ―(二・六―ジクロロ―四―トリフルオロメチルフエニル)―四―エチルスルフィニル―H―ピラゾール―三―カルボニトリル(別名エチプロール)及びこれを含有する製剤
- (3) 〔(37) (略)〕
- (38) N―(―シアノ―・ニージメチルプロピル)―二―(二・四―ジクロロフェノキシ)プロピオンアミド及びこれを含有する製剤
- (39) 四―シアノ―四―ピフェニル||トランス―四―エチル―シクロヘキサノカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- (40) 〔(68) (略)〕
- (69) 四―シアノ―三―フルオロフェニル||四―ヘプチルベンゾアト及びこれを含有する製剤
- (70) 四―シアノ―三―フルオロフェニル||四―(ペンチルオキシメチル)ベンゾアト及びこれを含有する製剤

- (76) (略)
- (77) αーシアノー四一フルオロー三ーフェノキシベンジル||三ー(二・二ージクロロビニル)ー二・二ージメチルシクロプロパンカルボキシラート○・五%以下を含有する製剤
- (78) 二ーシアノーニメチル二ー||三ー(二・四・六ートリオキシテトラヒドロピリミジン)五(二H)ーイリデン)ー二・三ージヒドロ一Hーイソインドールーイリデン]アセトアミド
(別名ピグメントイエロー一八五)及びこれを含有する製剤
- (79) Nーシアノメチル一四一(トリフルオロメチル)ニコチンアミド(別名フロニカミド)及びこれを含有する製剤
- (80) (略)
- (116) (略)
- (117) トランスー四一(五ーブチルー一・三ージオキササンー二ーイール)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (118) 四一「トランスー四一」二ー(トランスー四一ブチルシクロヘキシル)エチル」シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (119) 四一(トランスー四一(トランスー四一ブチルシクロヘキシル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (120) (略)
- (132) (略)
- (133) トランスー四一(五ープロピルー一・三ージオキササンー二ーイール)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (134) 四一「トランスー四一」二ー(トランスー四一プロピルシクロ

- (71) (略)
- (72) (略)
- (73) αーシアノー四一フルオロー三ーフェノキシベンジル||三ー(二・二ージクロロビニル)ー二・二ージメチルシクロプロパンカルボキシラート○・五%以下を含有する製剤
- (74) Nーシアノメチル一四一(トリフルオロメチル)ニコチンアミド(別名フロニカミド)及びこれを含有する製剤
- (75) (略)
- (111) (略)
- (112) トランスー四一(五ーブチルー一・三ージオキササンー二ーイール)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (113) 四一(トランスー四一(トランスー四一ブチルシクロヘキシル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (114) (略)
- (126) (略)
- (127) トランスー四一(五ープロピルー一・三ージオキササンー二ーイール)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

〔ヘキシル〕エチル〕シクロヘキシル〕ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(135) | 四―〔トランス―四―(トランス―四―プロピルシクロヘキシ
ル)シクロヘキシル〕ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(136) |
(163) | (略)

三十三〜四十一 (略)

四十一の二・二・四―ジクロロ α ・ α ・ α ―トリフルオロ―四―ニ
トロメタトルエンシルホンアニリド(別名フルスルフアミド)及び
これを含有する製剤。ただし、二・四―ジクロロ α ・ α ・ α ―トリ
フルオロ―四―ニトロメタトルエンシルホンアニリド〇・三%以
下を含有するものを除く。

四十一の三 一・三―ジクロロプロペン及びこれを含有する製剤

四十二 二・三―ジ―(ジエチルジチオホスホロ)―パラジオキササン
を含有する製剤

四十三〜百九 (略)

2 (略)

(128) | 四―〔トランス―四―(トランス―四―プロピルシクロヘキシ
ル)シクロヘキシル〕ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(129) |
(156) | (略)

三十三〜四十一 (略)

四十一の二 二・四―ジクロロ α ・ α ・ α ―トリフルオロ―四―ニ
トロメタトルエンシルホンアニリド(別名フルスルフアミド)及び
これを含有する製剤。ただし、二・四―ジクロロ α ・ α ・ α ―トリ
フルオロ―四―ニトロメタトルエンシルホンアニリド〇・三%以
下を含有するものを除く。

四十二 二・三―ジ―(ジエチルジチオホスホロ)―パラジオキササン
を含有する製剤

四十三〜百九 (略)

2 (略)

○ 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号)(抄)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>別表第一(第四条の二関係)</p> <p>劇物</p> <p>一〇十一の八 (略)</p> <p>十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) (33) (略)</p> <p>(34) N—(—シアノ—・—ジメチルプロピル)—ニ—(—四—ジクロロフェノキシ)(プロピオンアミド及びこれを含有する製剤)</p> <p>(35) N—〔(RS)—シアノ(チオフエン—ニ—イル)メチル〕—四—エチル—ニ—(エチルアミノ)—・—三—チアゾール— 五—カルボキサミド(別名エタボキサム)及びこれを含有する製剤</p> <p>(36) 四—シアノ—四—ビフェニル トランス—四—エチル— 一—シクロヘキサニカルボキシラート及びこれを含有する製剤</p> <p>(37) (144) (略)</p> <p>十二〇十九 (略)</p> <p>十九の二・二・四—ジクロロ—α・α・α—トリフルオロ—四—二 トロメタトルエンスルホンアニリド(別名フルスルフアミド)及</p>	<p>別表第一(第四条の二関係)</p> <p>劇物</p> <p>一〇十一の八 (略)</p> <p>十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) (33) (略)</p> <p>(34) N—(—シアノ—・—ジメチルプロピル)—ニ—(—四—ジクロロフェノキシ)(プロピオンアミド及びこれを含有する製剤)</p> <p>(35) 四—シアノ—四—ビフェニル トランス—四—エチル— 一—シクロヘキサニカルボキシラート及びこれを含有する製剤</p> <p>(36) (143) (略)</p> <p>十二〇十九 (略)</p> <p>十九の二・二・四—ジクロロ—α・α・α—トリフルオロ—四—二 トロメタトルエンスルホンアニリド(別名フルスルフアミド)及</p>

びこれを含む製剤。ただし、二・四―ジクロロ― α ・ α ・ α ―トリフルオロ―四―ニトロメタトルエンシルホンアニリド〇・三%以下を含むものを除く。

二十 一・三―ジクロロプロペン及びこれを含む製剤

二十一から二十四まで 削除

二十四の二 ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート(別名ジノカップ)及びこれを含む製剤。ただし、ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート〇・二%以下を含むものを除く。

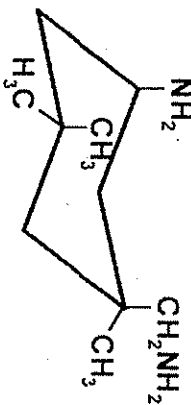
二十四の三〇六十八 (略)

びこれを含む製剤。ただし、二・四―ジクロロ― α ・ α ・ α ―トリフルオロ―四―ニトロメタトルエンシルホンアニリド〇・三%以下を含むものを除く。

二十から二十四まで 削除

二十四の二 ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート(別名ジノカップ)及びこれを含む製剤。ただし、ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート〇・二%以下を含むものを除く。

二十四の三〇六十七 (略)

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
<p>3-アミノメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシルアミン(別名イソホロンジアミン)</p>	 <p> $C_{10}H_{21}N_2$ 分子量 170.3 CAS No. 2855-13-2 </p>	<p>原体及びこれを含む製剤</p>	<p> 外觀:特徴的な臭気を有する無色〜わずかにうすい黄色の液体 沸点:247°C 融点:— 蒸気密度:5.9(空気=1) 比重:0.926(g/ml)(25°C) 蒸気圧:2Pa(20°C) 溶解性: 水に非常によく溶ける。 引火性:引火点(110°C,Closed cup) 安定性:— 反応性:— </p>	<p> 原体: 急性経口毒性 LD₅₀(mg/kg) ラット 1,030 急性経皮毒性 LD₅₀(mg/kg) — 急性吸入毒性 LC₅₀(ppm(4hr)) ラット 550(ガス) 皮膚刺激性 ラット、ウサギ 重度の刺激性あり 眼刺激性 ウサギ 重度の刺激性あり 皮膚腐食性 In vitro 試験:腐食性陽性 </p>	<p> 接着剤、洗剤、樹脂用添加剤、樹脂硬化剤、試薬、ウレタンラッカー製造時の鎖伸長剤の中間物 </p>

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。
 ※ LD₅₀(Lethal Dose 50)又はLC₅₀(Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
オキシ三塩化バナジウム	$\begin{array}{c} \text{Cl}^- \\ \text{Cl}^- \text{V}^{+5} \text{O}^{--} \\ \text{Cl}^- \end{array}$ VOCl_3 分子量 173.3 CAS No. 7727-18-6	原体及びこれを含有する製剤	外観：黄色/レモン色の液体 (吸湿性) 沸点：127°C 融点：-77°C 比重：1.83 (g/mL) 蒸気密度：6.0 (空気=1) 蒸気圧：19.3mmHg (=2.57kPa, 25°C) 溶解性： 水に溶解 (分解)、メタノール、エーテル、アセトンに可溶 引火性：- 安定性：- 反応性： 氷と反応して塩酸及びバナジウム塩を生成	原体： 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット 140 急性経皮毒性 LD_{50} (mg/kg) - 急性吸入毒性 LC_{50} (mg/L (4hr)) - 皮膚刺激性/皮膚腐食性 刺激性あり 実験動物 知見なし In vitro 試験 EpiDerm™, 腐食性陽性 VitroLife-Skin™, 腐食性陽性	オレフィン重合 (エチレン-プロピレンゴムの) 触媒、有機バナジウムの合成、染料の織維固着剤

※ 急性毒性：単回投与 (暴露) によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50) 又は LC_{50} (Lethal Concentration 50)：50%致死量 (濃度) を表し、投与 (暴露) された動物のうち50%が死亡する投与量 (濃度) を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

濃度下限値設定により劇物から除外するもの

名 称	構 造 式	区 分	性 状	毒 性	主 要 用 途
アセトニトリル40%以下を含有する製剤	CH_3CN $\text{C}_2\text{H}_3\text{N}$ 分子量 41.05 CAS No. 75-05-8	これを含有する製剤	外観：無色液体 沸点：81.6°C (760mmHg) 融点：-45°C 密度：0.7857g/cm ³ 蒸気圧：74mmHg (9.86 × 10 ³ Pa) (20°C) 溶解性： エタノール、エーテル、アセトン、不飽和炭化水素と混和 水溶解度：水と混和 引火性：5.6°C (開放形)、 12.8°C (閉鎖系) 発火性：524°C	原液： 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 160~4050 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ヲサギ 390~3940 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/m ³ (4hr)) ラット 26.8 (蒸気) 眼刺激性：- 40%製剤： 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット (♀) > 2,000 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット (♀) > 2,000	有機合成出發原料、アクリルニトリル系合成繊維の溶剤

※ 急性毒性：単回投与(暴曝)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又はLC₅₀ (Lethal Concentration 50)：50%致死量(濃度)を表し、投与(暴曝)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
1,3-ジクロロプロペン	<p>シス体(Z体)</p> $\begin{array}{c} \text{H} & & \text{H} \\ & \backslash & / \\ & \text{C}=\text{C} \\ & / & \backslash \\ \text{Cl} & & \text{CH}_2\text{Cl} \end{array}$ <p>トランス体(E体)</p> $\begin{array}{c} \text{H} & & \text{CH}_2\text{Cl} \\ & \backslash & / \\ & \text{C}=\text{C} \\ & / & \backslash \\ \text{Cl} & & \text{H} \end{array}$ <p>$\text{C}_3\text{H}_4\text{Cl}_2$ 分子量 110 CAS No. 542-75-6</p>	<p>原体及びこれを含有する製剤</p>	<p>外觀:淡黄褐色透明液体 沸点: (シス体) 103.8°C~105.2°C (トランス体) 114.5°C 融点: (シス体) -85°C (トランス体) < -25°C 密度: (シス体) 1.221 (g/cm³) (23°C) (トランス体) 1.23 (g/cm³) (24°C) 蒸気圧: (シス体) 4,850 Pa (25°C) (トランス体) 2,982Pa (25°C) 溶解性(19°C): 有機溶媒(ベンゼン、ジクロロエタン、アセトン、メタノール、1-オクタン、酢酸エチル)に可溶 水溶解度: (シス体) 2.45 (g/l) (20°C) (トランス体) 2.52 (g/l) (20°C) 安定性(加熱): 150°Cまで安定 反応性: アルミニウム、マグネシウム、亜鉛、カドミウム及びそれらの合金性容器との接触で金属の腐食あり。 引火性:第4類第二石油類 (引火点:28°C)</p>	<p>製剤(E体46%, Z体46%): 急性経口毒性 LD₅₀ (mg/kg) ラット(♂) 190, 207 ラット(♀) 168, 278</p> <p>製剤(E体41.9%, Z体52.6%): 急性経皮毒性 LD₅₀ (mg/kg) ラット(♂♀) 333</p> <p>皮膚刺激性 ラサギ(♂♀) 中程度の刺激性あり</p> <p>眼刺激性 ラサギ(♂♀) 中程度の刺激性あり</p> <p>製剤(E体49%, Z体49%): 急性吸入毒性 LC₅₀ (ppm (4hr)) ラット(♂) 629.5(蒸気) ラット(♀) 615.6(蒸気)</p> <p>製剤(EZ体合計92%以上): 皮膚刺激性 ラサギ(♀) 重度の刺激性あり 眼刺激性 ラサギ(♀) 重度の刺激性あり</p>	<p>農薬(殺虫剤)</p>

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又はLC₅₀ (Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
4-[6-(アクリロイルオキシ)ヘキシルオキシ]-4'-シアロピコエニル	<chem>C=CC(=O)O(CH2)6Oc1ccc(cc1)-c2ccc(cc2)C#N</chem> <p> $C_{22}H_{29}NO_2$ 分子量 349.42 CAS No. 89823-23-4 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外観：白色結晶性固体 沸点：— 融点：47°C～50°C 密度：— 蒸気圧：— 溶解性： 水には不溶、有機溶媒には可溶 水溶解度：— 安定性： 通常条件では安定。加熱、直射日光、過酸化化物等により重合あり。 反応性： 水との反応性はない。避けるべき条件は、光、熱 引火性：—	原体： 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) $ラット(♀) > 2,000$ 急性経皮毒性 LD_{50} (mg/kg) $ラット(♂♀) > 2,000$ 急性吸入毒性 LC_{50} (mg/L (4hr)) $ラット(♂♀) > 5.19$ (ダスト) 皮膚刺激性 — 眼刺激性 ラギ(♀) 軽度の刺激性あり	液晶原料

※ 急性毒性：単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

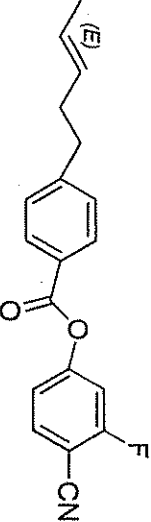
※ LD_{50} (Lethal Dose 50) 又は LC_{50} (Lethal Concentration 50)：50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

名 称	構 造 式	区 分	性 状	毒 性	主 用 途
N-[(RS)-シブアノ(チオア エン-2-イル)メチル]- 4-エチル-2-(エチル アミノ)-1,3-チアゾ ール-5-カルボキサミド(別 名エタボキサム)	<chem>CCNC1=NC=C(C(=O)NC(C#N)C2=CC=CS2)S1</chem> <p> $C_{14}H_{16}N_2OS_2$ 分子量 320.43 CAS No. 162650-77-3 </p>	原体及びこれを 含有する製剤	外観: 白色粉末 融点: 185°Cで融解時に分 解のため測定不能 融点: 185°Cで融解せずに分 解のため測定不能 密度: 1.307g/cm ³ (20°C) 蒸気圧: 8.1×10^{-3} Pa (25°C) 水溶解度: 4.8 mg/L (20°C) (精製水) 安定性: 室温から 150°Cまで 安定(耐熱性)	原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) $ラット > 5,000$ 急性経皮毒性 LD_{50} (mg/kg) $ラット > 5,000$ 急性吸入毒性 LC_{50} (mg/m ³ (4hr)) $ラット > 1.89$ (ダスト)	農薬 (殺菌剤)
				皮膚刺激性 皮膚感受性 モルフォト — (Maximisation 法)	
				眼刺激性 ツサキ ^① — (37mg(0.1ml 相当)適 用)	

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

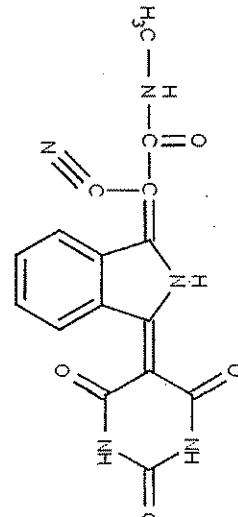
劇物から除外するもの

名称	構 造 式	区 分	性 状	毒 性	主 要 用 途
4-ジブチル-3-フルオロペン タ-3-エン-1-イル]ベン ゼンエーテル	 <p> $C_{16}H_{16}FNO_2$ 分子量 309.33 CAS No. 139443-69-9 </p>	原体及びこれを 含有する製剤	外観：白色結晶性粉末 沸点：— 融点：65°C 密度：— 蒸気圧：— 溶解性：トルエン、アセトン に溶解 水溶解性：水にほとんど溶 けない。	原体： 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) $791(\sigma^2) > 2,000$ 急性吸入毒性 LC_{50} (mg/L (4hr)) $791(\sigma^2 \text{♀}) > 5.22(\sigma^2 \text{♂})$ 皮膚刺激性：サザギ [®] (σ^2) —	液晶表示素子 に用いる液晶 組成物の構成 成分

※ 急性毒性：単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50)：50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

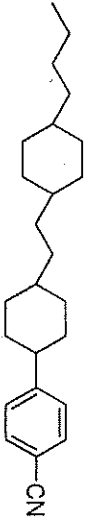
劇物から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
2-シアノ-N-メチル-2-[3-(2,4,6-トリオキソトリアピロピリミジン-5(2H)-イリジン)-2,3-ジヒドロ-1H-イミダゾール-1-イル]アセトアミド (別名ピグメントイエロー185)	 <p style="text-align: center;"> $C_{16}H_{11}N_5O_4$ 分子量 337.29 CAS No. 76199-85-4 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外観：黄色粉末、無臭 沸点：>330°C 融点：— 密度：約 500kg/cm ³ 蒸気圧：— 溶解性： ・アセトン、メタノール、エタノール、トルエン：<1mg/L ・DMF：150mg/L 水溶解度：<50mg/L 安定性(対熱)： 200°C以上で熱分解 反応性： 粉塵爆発の危険あり。 その他： Log Pow:1.4(25°C)	原体： 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) マウス(♂♀)>5,000 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L(4hr)) マウス(♂♀)>5.12(ダスト) 皮膚刺激性：ウサギ(♂♀) — 眼刺激性：ウサギ(♂♀) —	プリソタート ナー用顔料

※ 急性毒性：単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50) 又は LC₅₀ (Lethal Concentration 50)：50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

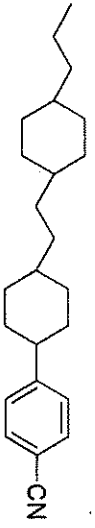
劇物から除外するもの

名 称	構 造 式	区 分	性 状	毒 性	主 な 用 途
4-〔トランス-4-〔2-〔トランス-4-メチルシクロヘキシル〕エチル〕シクロヘキシル〕ベンゾニトリル	 <p style="text-align: center;"> $C_{25}H_{37}N$ 分子量 351.57 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外観：白色結晶性粉末 沸点：— 融点：72℃ 密度：— 蒸気圧：— 溶解性：トルエン、アセトンに溶解 水溶解性：水にほとんど溶けない。	原体： 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) ♀ト(♀) > 2,000 急性吸入毒性 LC_{50} (mg/L (4hr)) ♀ト(♀♀) > 4.84 (ダズト) 皮膚刺激性：「サギ」(♂) —	液晶表示素子に用いる液晶組成物の構成成分

※ 急性毒性：単回投与(暴曬)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50)：50%致死量(濃度)を表し、投与(暴曬)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

農物から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
4-[トランス-4-[2-(トランス-4-プロピルシクロヘキシル)エチル]シクロヘキシル]ベンゾニトリル	 <p style="text-align: center;"> $C_{21}H_{35}N$ 分子量 337.54 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外観：白色結晶性粉末 沸点：— 融点：91℃ 密度：— 蒸気圧：— 溶解性：トルエン、アセトンに溶解 水溶性：水にほとんど溶けない。	原体： 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット(♀) > 2,000 急性吸入毒性 LC_{50} (mg/L(4hr)) ラット(♂♀) > 4.85 (ダスト) 皮膚刺激性：サギ(♂) —	液晶表示素子に用いる液晶組成物の構成成分

※ 急性毒性：単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 公営住宅法施行令の一部を改正する政令(二四〇)
- 毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令(二四一)
- 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(二四二)
- スーダン住民投票監視国際平和協力隊の設置等に関する政令(二四三)
- 〔省 令〕
- 住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令(総務一〇)
- 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一二五)
- 〔告 示〕
- 寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件(財務四〇八)
- 種苗法第十三条第二項の規定に基づき、品種登録出願を取り下げた件(農林水産二二二)

○収穫基準共済掛金率等及び樹体基準共済掛金率等並びに収穫責任保険歩合及び樹体責任保険歩合を定める件の一部を改正する件(同二二三)

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件(国土交通一四七一〜一四七五)

○航路標識に関する件(海上保安庁二五五〜二六〇)

○海上における空対空射撃訓練を実施する件(防衛二一八〜二二二)

○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射撃訓練及び水上標的に対する射撃訓練を実施する件(同二三)

○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件(同二二四)

〔東北地方整備局一七九〕

○道路に関する件

〔関東地方整備局四一六〜四一九〕

○道路に関する件

〔近畿地方整備局二四九〕

○道路に関する件

〔九州地方整備局一四三、一四四〕

○道路に関する件

〔北海道開発局一五〇〕

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 法務省 外務省 最高裁判所

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

法 務

公証人任免(法務省)

〔公 告〕

諸事項

官庁

○外国監査法人等に関する公示、弁護士資格認定、金融商品取引業者営業保証金取戻し、建設業の許可の取消処分関係

○裁判所

○相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

○特殊法人等

○警察共済組合役員就・退職関係

○会社その他

本号で公布された
法令のあらまし

◇公営住宅法施行令の一部を改正する政令(政令第二四〇号)(国土交通省)

1 公営住宅の入居者の家賃の算定の基礎等となる収入の計算について、特定扶養親族に係る控除を見直すこととした。(第一条関係)

2 この政令は、平成二十三年一月一日から施行することとした。

◇毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令(政令第二四一号)(厚生労働省)

1 四アルキル鉛を含有する製剤(自動車燃料用アンチノック剤に限る)については、国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合している容器であつて厚生労働省令で定めるものによる運搬を可能にすることとした。(第四〇条の二関係)

2 一に規定する容器で運搬する際には、容器ごとにその内容が四アルキル鉛を含有する製剤であつて、自動車燃料用アンチノック剤である旨が表示されていることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものとする(第四〇条の三関係)

3 一に規定する容器で運搬する際における積載の様態について基準を定めることとした。(第四〇条の四関係)

4 この政令は、平成二十三年二月一日から施行することとした。

◇毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(政令第二四二号)(厚生労働省)

1 次に掲げる物を劇物に指定することとした。

(第二條第一項関係)

(一) 三・アミノメチル三・五・五・トリメチルシクロヘキシルアミン(別名イソホロンジアミン)及びこれを含有する製剤

(二) オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤

(三) 一・三・ジクロロプロペン及びこれを含有する製剤

◇寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件(財務四〇八)

○種苗法第十三条第二項の規定に基づき、品種登録出願を取り下げた件(農林水産二二二)

2 次に掲げる物を劇物から除外することとした。(第二項第一項関係)

(一) 四一「六」(アクリロイルオキシ)ヘキシロキシシ「四」シアノビフェニル及びこれを含有する製剤

(二) アセトニトリル四〇パーセント以下を含有する製剤

(三) N「RS」シシアノ(チオフェニルニ「イル」メチル)「四」エチルニ「エチルアミノ」一・三「チアゾール」五「カルボキサミド」(別名エタボキサム)及びこれを含有する製剤

(四) シシアノ「三」フルオロフェニル「四」(「三」E)「ペンタ」三「エニ」一「イル」ベンゾアールト及びこれを含有する製剤

(五) ニ「シアノ」ニ「メチル」ニ「三」ニ「四」ニ「トリオキソ」テトラヒドロピリミジン「五」(「二」H)「イリ」デン「二」三「ジヒドロ」一「H」イソインドール「一」イリデン「アセト」アミド(別名ピグメントイエロー「一八五」)及びこれを含有する製剤

(六) 四「一」トランス「四」ニ「二」トランス「四」ニ「プ」チルシクロヘキシル「エチル」シクロヘキシル「ベンゾ」ニトリル及びこれを含有する製剤

(七) 四「一」トランス「四」ニ「二」トランス「四」ニ「ロ」ビルシクロヘキシル「エチル」シクロヘキシル「ベンゾ」ニトリル及びこれを含有する製剤

3 この政令は、平成二十二年二月三日から施行することとした。ただし、2の規定については、公布の日から施行することとした。

1 国際平和協力隊の設置等に関する政令(政令第二四三号)(内閣府本府)

(一) 国際平和協力隊本部に、スーダンにおける国際的な選挙監視活動のため、住民投票の公正な執行の監視に係る国際平和協力業務等を行う組織として、平成二十三年三月三十一日までの間、スーダン住民投票監視国際平和協力隊(以下「協力隊」という。)を置くこととした。

(二) 国際平和協力隊本部長は、協力隊の隊長のうち一人を隊長として指名することとした。

2 国際平和協力隊本部に、スーダンにおける国際平和協力業務に従事した日一日につき、一万六、〇〇〇円と一万円の間で二段階に分けて国際平和協力手当を支給することとした。

(一) 国際平和協力手当の支給については、一般職の職員に給与に關する法律に基づく特殊勤務手当の支給の例によることとした。

3 隊員の定員は、一〇人とすることとした。

4 この政令は、公布の日から施行することとした。

政令

公営住宅法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十二年十二月十五日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第二百四十号

公営住宅法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第十六条第一項、第二十三条第二号、第二十五条第一項、第二十八条第一項及び第二項並びに第二十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公営住宅法施行令(昭和二十六年政令第二百四十号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号口中「同項第三十四号の三」を「同項第三十四号の四」に改め、同号八を次のように改める。

八 扶養親族が十六歳以上二十三歳未満の者である場合には、その扶養親族一人につき二十五万円

附則 (施行期日)

1 この政令は、平成二十三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現に公営住宅に入居している者の家賃の算定の基礎となる収入の計算については、平成二十三年三月三十一日までの間は、この政令による改正後の公営住宅法施行令(次項において「新令」という。)第一条第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この政令の施行の前日に公営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る公営住宅法第二十三条第二号に規定する収入の条件及び新令第七号第五号に規定する収入の計算については、新令第一条第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。同法第二十二号第一項に規定する事由がある場合において同日前に公営住宅

宅の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該公営住宅の入居の申込みをした者に係る同法第二十三号第二号に規定する収入の条件及び新令第七号第五号に規定する収入の計算についても、同様とする。

御名 御璽

平成二十二年十二月十五日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第二百四十一号

毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三十三号)第十六条第一項、第二十三条の八及び第二十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四十条の二第二項中「製剤」の下に「自動車燃料用アンチノック剤を除く。」を加え、「ドラムかん」を「ドラム缶」に改め、同条第六項中「第二項から」を「第三項から」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項第一号」を「第三項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「又は第二号」を「若しくは第二号」に改め、同項第七号中「防護わく」を「防護枠」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 四アルキル鉛を含有する製剤(自動車燃料用アンチノック剤に限る。)を運搬する場合には、その容器は、工業標準化法に基づく日本工業規格Z一六〇一(鋼製ドラム缶)第一種に適合するドラム缶若しくはこれと同等以上の強度を有するドラム缶又は当該製剤の国際海事機関が採択した危険物の運送に關する規程に定める基準に適合している容器であつて厚生労働省令で定めるものでなければならぬ。

第四十条の三第一項に次のただし書を加える。
ただし、次項に規定する場合は、この限りでない。

第四十条の三第一項各号中「ドラムかん」を「ドラム缶」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 四アルキル鉛を含有する製剤(自動車燃料用アンチノック剤に限る。)を前条第二項に規定する厚生労働省令で定める容器により運搬する場合には、容器ごとにその内容が四アルキル鉛を含有する製剤であつて自動車燃料用アンチノック剤である旨の表示がなされていることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものでなければ、運搬してはならない。

第四十条の四第一項に次のただし書を加える。
ただし、次項に規定する場合は、この限りでない。

第四十条の四第一項第一号中「ドラムかん」を「ドラム缶」に、「しかれて」を「敷かれて」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「ドラムかん」を「ドラム缶」に改め、同項第五号中「ドラムかん」を「ドラム缶」に、「こえない」を「超えない」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項第三号中「こえない」を「超えない」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 四アルキル鉛を含有する製剤(自動車燃料用アンチノック剤に限る。)を第四十条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める容器により運搬する場合には、その積載の様子は、次の各号に定める基準に適合するものでなければならぬ。

一 容器は、その開口部が上位になるように置かれていないこと。

二 容器が積み重ねられていないこと。

三 容器が落下し、転倒し、又は破損することのないように積載されていること。

四 積載装置を備える車両を使用して運搬する場合には、容器が当該積載装置の長さ又は幅を超えないように積載されていること。

五 四アルキル鉛を含有する製剤及び四アルキル鉛を含有する製剤の空容器以外の物と混載されていないこと。

第四十条の八第一項中「第四項まで」を「第五項まで」に改める。

附則

1 この政令は、平成二十三年二月一日から施行する。

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 細川 律夫
内閣総理大臣 菅 直人

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十二年十二月十五日
内閣総理大臣 菅 直人

政令第二百四十二号
毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第二十三条の八及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令(昭和四十年政令第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第四号の五を第四号の六とし、第四号の四の次に次の一号を加える。

四の五 三アミノメチル三・五・五トリアミンメチルシクロヘキサミン(別名イソホロメチルシクロヘキサミン)

第二条第一項中第十八号の三を第十八号の四とし、第十八号の二の次に次の一号を加える。

十八の三 オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(156)を(163)とし、(128)から(155)までを(135)から(162)までとし、(127)を(133)とし、その次に次のように加える。

(134) 四一「トランスー四一ニ一(トランスー四一プロピルシクロヘキシル)エチル」シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(126)を(132)とし、(113)から(125)までを(119)から(131)までとし、(112)を(117)とし、その次に次のように加える。

(118) 四一「トランスー四一ニ一(トランスー四一プロピルシクロヘキシル)エチル」シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(111)を(116)とし、(74)から(110)までを(79)から(115)までとし、(73)を(77)とし、その次に次のように加える。

(79) ニシアノールニメチルニ一「三トリジン」五(二H)「イリデン」ニ二・三「ジヒドロ」H「イソインドール」ニ一「イリデン」アセトアミド(別名ヒグメントイエロー一八五)及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(79)を(77)とし、(77)を(79)とし、(76)を(74)とし、(69)を(72)とし、その次に次のように加える。

(73) 四一シアノールニ一「フルオロフェニル」ニ一「三E」ニ一「ベンター」ニ一「エン」ニ一「イ」ニ一「ベンゾアール」及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(69)を(71)とし、(69)から(71)までを(70)から(72)までとし、(68)を(70)とし、その次に次のように加える。

(41) N「(RS)ニ一シアノ(チオフェニル)ニ一「イル」メチル」ニ一「四一エチル」ニ一「エチル」ニ一「アミン」ニ一「三」ニ一「チアゾール」ニ一「五」ニ一「カルボキサミド(別名エタボキサム)及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(67)を(69)とし、(2)から(67)までを(4)から(68)までとし、(1)を(2)とし、その次に次のように加える。

(3) アセトニトリル四〇%以下を含有する製剤

第二条第一項第三十二号に(1)として次のように加える。

(1) 四一「六」(アクリロイルオキシ)ヘキシルオキシ」ニ一「四一シアノビフェニル」及びこれを含有する製剤

第二条第一項第四十一号の二の次に次の一号を加える。

四十一の三 一・三「ジクロロプロペン」及びこれを含有する製剤

附則

(施行期日)
1 この政令は、平成二十二年十二月三十一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)
2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令第二条第一項第四号の五、第十八号の三及び第四十一号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十三年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十三年三月三十一日までは、法第十二条第一項(法第十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

厚生労働大臣 細川 律夫
内閣総理大臣 菅 直人

スーダン住民投票監視国際平和協力隊の設置等に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十二年十二月十五日
内閣総理大臣 菅 直人

政令第二百四十三号
スーダン住民投票監視国際平和協力隊の設置等に関する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)第五条第八項、第十六条第二項及び第十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

(国際平和協力隊の設置)

第一条 国際平和協力隊本部に、スーダンにおける国際的な選挙監視活動のため、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(以下「法」という。)第三条第三号に掲げる業務に係る国際平和協力業務及び法第四条第二項第三号に掲げる事務を行う組織として、平成二十三年三月三十一日までの間、スーダン住民投票監視国際平和協力隊(以下「協力隊」という。)を置く。

2 国際平和協力隊本部長は、協力隊の隊員のうち一人を隊長として指名し、国際平和協力隊本部長の定めるところにより隊務を掌理させる。

(国際平和協力手当)
 第二条 スーダンにおける国際的な選挙監視活動のために実施される国際平和協力業務に従事する協力隊の隊員に、この条の定めるところに従い、法第十六条第一項に規定する国際平和協力手当(以下「手当」という。)を支給する。
 2 手当は、国際平和協力業務に従事した日一日につき、別表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。
 3 前項に定めるもののほか、手当の支給に関し、一般職の職員に支給する法律(昭和二十五年法律第九十五号)に基づく特殊勤務手当の支給の例による。
 (定員)
 第三条 協力隊の隊員の法第十九条に規定する定員は、十人とする。

附則
 この政令は、公布の日から施行する。
 別表(第二条関係)

一	スーダン内の地域(二)の項に規定する地域を除く場合	一万六千円
二	ハルツーム市、バルツーム市、ノースバール、ムドラン市の区域において業務を行う場合	一万円

内閣総理大臣 菅 直人
 外務大臣 前原 誠司

省令

○総務省令第百十号
 商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成二十一年法律第七十四号)の一部の施行に伴い、及び住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第一の八十の項の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十二年十二月十五日
 総務大臣 片山 善博

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令(平成十四年総務省令第十三号)の一部を次のように改正する。
 住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令
 住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令(平成十四年総務省令第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第八十六項中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に改め、同項第十六号中「第二百二十六条第一項、第二百二十七条第一項、第二百二十八条第一項又は第二百四十五条」を「又は第二百二十八条第一項」に改め、同項第十七号中「第二百九十三条」を「第二百四十四条の第二項」に改め、同項第十八号中「第二百四十五条又は第二百七十九条第一項の認可の申請の受理又はその申請」に改め、同項第二十一号を第二十二号とし、第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。
 十九 商品先物取引法第二百八十三条第三項の届出の受理又はその届出に係る事実について審査の審査
 附則
 この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。

○厚生労働省令第百二十五号
 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(平成二十二年政令第二百四十二号)の施行に伴い、及び毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十二年十二月十五日
 厚生労働大臣 細川 律夫

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令
 毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号)の一部を次のように改正する。
 別表第一劇物の項第十一号の九中(143)とし、(142)までを(143)までとし、(140)次に次のように加える。
 (141) N-[(R,S)-シアン]チオフェン(ニール)メチル(四)エチル(一)エチル(アミン)一・三・チアゾール(五)カルボキサミド(別名エタボキサム)及びこれを含有する製剤
 別表第一劇物の項第二十号から二十四号までを次のように改める。
 二十 一・三・ジクロロプロペン及びこれを含有する製剤
 二十一から二十四まで 削除
 附則
 この省令は、平成二十二年十二月三十一日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第十一号の九の改正規定は、公布の日から施行する。

告示

○財務省告示第百八号
 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条第二項第二号及び法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件(昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号)の一部を次のように改正する。
 平成二十二年十二月十五日
 財務大臣 野田 佳彦
 別表に次のように加える。

○農林水産省告示第百二十二号
 農林水産省告示第百二十二号
 出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法(平成十年法律第八十三号)第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。
 平成二十二年十二月十五日
 農林水産大臣 鹿野 道彦

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Chrysanthemum x morifolium Ramat.	タチバナの類	永井和昭 熊本県玉名市花野町浜田454	第23908号 平成22年10月15日
Cyclamen L.	フナチバナ(フリ)	田中興 埼玉県上尾市西宮下4丁目399番地	第20290号 平成22年10月4日
Pelargonium peltatum (L.) L'Her.	フナチバナ(フリ)	"	第20291号 平成22年10月4日
Pelargonium zonale Group	AMRI CRARED	Syngenta Crop Protection AG Schwarzwaldallee 215, 4058 Basel, Switzerland	第24122号 平成22年10月7日
"	CLIP ROMEGS	Goldsmith Seeds, Inc. 2280 Hecker Pass Highway, Gilroy, California 95020, USA	第24084号 平成22年10月7日
"	CANTE FIR09	"	第24180号 平成22年10月7日
"	"	"	第24181号 平成22年10月7日